いつも大変お世話になり、ありがとうございます。

**高市総理が国会で「中国が軍艦などで台湾を海上封鎖し、これを解こうと来援する米軍への武力行使があった場合、戦艦を使って、それが武力の行使も伴うものであれば、存立危機事態になり得るケースだと考える」と答えました。**

**中国の反応は品格が疑われ、常軌を逸しているものの、想定することはできました。**

これまでの政権は、「個別具体的な状況をみて総合判断する」「一概に述べるのは難しい」と答えてきました。総理の発言は、これまでの考え方と矛盾はしないものの、具体的に台湾有事に触れたことに中国が反応したのでしょう。

**そもそも総理の発言にある「存立危機事態」とは何か。これは我が国が「集団的自衛権」を行使する際の条件です。**「集団的自衛権」とは、自国が攻撃されなくても、密接な関係にある他国（例えば米国）が武力攻撃を受けた際に、その国を守るために武力を行使できる権利です。

我が国は、主権国家として、集団的自衛権を保有しているものの、憲法9条の下、この権利を行使することはできないと解釈していました。しかし、第二次安倍政権が解釈を変更して、「存立危機事態」に限って「集団的自衛権」を行使することができるとしたのです。

**では、「存立危機事態」はどう決まるのか。これは、**
**①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより**
**②我が国の存立が脅かされ、**
**③国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態、**
**であり、政府がその都度、判断することになります。**

**「政府がその都度、判断することになる」ので、具体的な事例を聞かれても、本来論理的に答えられないものです。**

**中国は「内政干渉」と非難していますが、「日中共同宣言」第三項には、『中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する』とあります。日本は、中国の立場を「理解し、尊重する」と約束していますが、「承認」していません。また、過去より一貫して「台湾をめぐる問題が両岸の当事者間の直接の話し合いを通じて平和的に解決されることを希望する」と主張しています。**

今後、中国がどこまで圧力をかけてくるのかは不明ですが、我が国の対応としては、
1）中国の「攻勢」に対してずっと耐え続けるか、
2）発言の撤回はできないとしても、これまでの立場と異なるものではないことを説得するか、
3）何か水面下で中国と手打ちをするか、
残念ながら、中国の経済力、そして最後は軍事力を踏まえれば、現実的にはこうした対応策しかありません。

**中国の対応は非難しつつ、野党の質問に対してあえて踏み込む意味はあったのか。やはり、日本の国土国益を守るために、臥薪嘗胆、国力を増強することです。小競り合いは避けつつ、重要な国益を守るための備えが大事ではないでしょうか。勇ましい言葉を裏づける実力を蓄えることが、我々に課された宿題です。**